

女性のための就労支援事業業務委託仕様書

1 業務の名称

女性のための就労支援事業業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで

※契約締結日は令和4年(2022年)6月1日を予定

3 目的

再就職を希望される方や、コロナ禍において不本意にも離職された方が、就職活動を円滑に進めるための手段の一つとして、スキルアップに重点を置いた支援を行う。

4 本委託業務の対象者及び対象人数

(1) 対象者 原則、市内在住で就労(キャリアアップ・再就職)を目指す女性

(2) 対象人数 おおよそ20人程度

5 業務内容

(1) 資格取得支援

就職またはキャリアアップに有益な資格(技能)習得を支援する連続的な講座を実施する。(最低2コース)

また、受講者に対して、試験実施予定等の案内も行う。

※対象資格について…市内求職者の状況を踏まえ、より効果的なものを選定すること。

また、選定理由のほか、コマ数・定員数などを明記し、提案すること。

※受講料について…基本的に受講料は無料とする。ただし、テキスト代及びテキストなどの送料等、資格試験の受験料は受講者負担とする。

※実施方法について…原則、WEB会議システム等を活用したオンライン形式で行うこと。

ただし、対面(会場)での講座も併用可能とする。

(2) キャリアコンサルティングの実施

講座受講者に対して、自己分析や、応募書類の書き方、面接対策などを個別に実施し、モチベーションを維持できるよう支援する。なお、対象者の状況に合わせて、講座終了後も一定期間、継続し支援を行うこと。

(3) その他

事業実施にあたっては、ハローワークのサテライトであるワークサポート宝塚における若者しごと相談や、宝塚地域若者サポートステーションなどの相談窓口とも連携し、伴走型の支援を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、新しい生活様式に留意し、実施すること。

6 疑義

本委託業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、受託者は本市と協議を行い、解決したうえで業務にあたらなければならない。なお、受託者はその内容や経緯、解釈等について任意の様式に記入し、速やかに本市に提出するものとする。

7 事業実施にかかる経費等

本委託業務を実施するための環境は受託者が準備し、経費についても受託者が負担すること。

8 法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行にあたり、本書及び契約書で定める事項、関係法令及び本市の条例、規則等を十分に遵守したうえで本委託を実施するものとする。

9 事故・災害

本委託業務実施中の事故・災害については、すべて受託者において処理するものとする。ただし、本市の責に帰する事由となる場合は、この限りではない。

10 調査等

市は、必要があると認められるときは、受託者に対して本委託業務の処理状況に関する調査への対応や、業務に関して保有する情報の公開を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 その他留意事項

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は本市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本市担当者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は、受託業務の実施にあたって、業務の適切な遂行を図るため、本市担当者と常に密接な連絡をとり、業務の正確な遂行に努めること。
- (3) 受託者は本委託業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は、個人情報適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (6) 受託者は、事故または災害が発生した場合は、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- (7) 受託者は、包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うこと。
- (8) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかななければならない。